

## 2. 学則

## II 津田塾大学学則

## 第1章 総 則

**第1条** この大学は女子に広く高度な教養を授けるとともに、専門の学術を教授研究し、キリスト教精神により、堅実円満にして自発的かつ奉仕的な人物を養成することを目的とする。

**第2条** 本学に学芸学部を置く。

2 学芸学部は、英文学科、国際関係学科、数学科および情報科学科を置く。

**第3条** 英文学科は、言語や文化を総合的な視点でとらえ、英語を通じて異なる文化的背景を探究する考察力と人間を洞察する力量を培い、高度な英語力を基盤とした専門的学識と広い視野をかね備えた、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 国際関係学科は、政治・法、経済、文化、社会、地域などの多様な視点から、英語と第二外国語を基盤として、現代世界の諸問題を国際的かつ学際的に考察し、広い視野と独自の洞察力をもって国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

3 数学科は、数学の学習・研究を通じ、高度な分析力や論理的思考力および問題解決能力を養成するとともに、情報処理技術を身につけ、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

4 情報科学科は、情報科学の専門知識とコミュニケーション能力を身につけ、最新のコンピュータや通信技術を駆使して、IT関連のさまざまな問題を創造的に解決できる情報科学のプロフェッショナルとして、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

**第4条** 第2条第2項の学科の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
英文学科	245 人	980 人
国際関係学科	245 人	980 人
数学科	45 人	180 人
情報科学科	45 人	180 人

**第5条** 本学学部の修業年限は、4年とする。

2 本学学部で在学できる年数は、通算して8年を限度とする。ただし、休学期間はこれに含めない。

**第6条** 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別にこれを定める。

## 第2章 学年・学期・休業日

**第7条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

3 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目は夏期休暇終了後から始める。

**第8条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学の創立記念日 9月14日

(4) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(5) 冬期休業日 12月20日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業日 3月25日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は教授会の議を経て臨時に休業日を定め、または臨時に休業日を変更することができる。

## 第3章 教育課程および履修方法

**第9条** 本学学芸学部の各学科の教育課程および履修方法は、別表Iのとおりとする。

**第10条** 本学において開設する授業科目の名称および単位数は、別に定める。

2 前項のほか、教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

**第11条** 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

## 2. 学則

**第12条** 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技等については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

**第12条の2** 授業科目を履修し、その授業に所定の授業時間出席し、かつ合格の評価を得た者には、所定の単位を与える。

**第13条** 教育職員免許状を取得しようとする者は、第9条に規定する教育課程および履修方法によるほか、教育職員免許法および同法施行規則の関係規定に基づく所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、前項の規定によるほか、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」および同法施行規則に定める介護等の体験を行わなければならない。

3 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、高等学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状とし、それらの免許教科は、各学科によりそれぞれ次のとおりとする。

英文学科 外国語（英語）

国際関係学科 外国語（英語）または中学校（社会）・高等学校（地理歴史、公民）

数学科 数学または高等学校（情報）

情報科学科 数学または高等学校（情報）

**第14条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学が協定した他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 学生が前項の他の大学または短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ教授会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定に基づき学生が履修し、修得した他の大学または短期大学の授業科目についての単位は、30単位を超えない範囲で、本学で履修し、修得したものとみなすことがある。

4 前2項の規定は、第27条第1項の規定により、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

**第15条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

**第15条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学もしくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に規定する科目等履修生等として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

**第16条** 学生は、毎学年の始めに履修する科目を選択し、所定の期日までに届け出なければならない。

#### 第4章 教職員組織および教授会

**第17条** 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を統括しこれを代表する。

**第18条** 本学に学長補佐を置く。

2 学長補佐は、財務その他学長の委嘱する事項につき学長を補佐する。

**第19条** 本学に教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員を置く。

2 教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員の定員は別にこれを定める。

## 2. 学則

**第20条** 学長、学長補佐、専任教員を以て教授会を組織する。

2 学長は、教授会を招集しその議長となる。

**第21条** 教授会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 入学、留学、休学、復学、編入学、転科、退学、再入学および除籍に関する事項
- (3) 試験および単位認定に関する事項
- (4) 委託生、交換学生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生に関する事項
- (5) 賞罰に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項
- (7) 学則に関する事項
- (8) 教授会の設置する委員会に関する事項
- (9) 学長の諮問する事項
- (10) その他教授会の必要と認める事項

### 第5章 入学・留学・休学・復学・編入学・転科・退学・再入学および除籍

**第22条** 入学の時期は、毎学年の始めとする。

**第23条** 入学を志願することができる者は、女子で次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

**第24条** 入学志願者に対しては、入学検定を行う。

**第25条** 入学を許可された者は、別に定める入学手続き要項により、保証人連署の保証書その他必要な入学書類を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

**第26条** 保証人は、独立の生計を営む親族または縁故者で確実に保証人の責を負い得る者でなければならない。

2 保証人が前項の条件を欠いた場合には、直ちに保証人を選定して届け出なければならない。

3 保証人の身分、住所等に異動を生じた場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

**第27条** 外国の大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て教授会の承認を得なければならない。

2 留学に関する細則は別にこれを定める。

**第28条** 病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、所定の様式による休学願にその理由を記し、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学期間は、1年または半年とする。ただし特別の事情のある場合は、引き続き休学を許可することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

**第29条** 休学中の者が復学を希望するときは、所定の様式による復学願を（病気の場合は医師の診断書を添え）提出しなければならない。

**第30条** 次の各号の一に該当する女子で本学への編入学を願い出た者には、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者、または退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、第1号および前号と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者については、既に修得した授業科目、単位数および在学年数を教授会の議を経て本学における授業科目、単位数および在学年数に認定換算することができる。

3 編入学に関する細則は別にこれを定める。

**第31条** 転科を願い出た者には、事情を考慮した上でこれを許可することがある。

2 転科に関する細則は別にこれを定める。

## 2. 学則

**第32条** 退学しようとする者は、所定の様式による退学願にその理由を記し、保証人連署の上願い出なければならぬ。

2 退学に関する細則は別にこれを定める。

**第33条** 退学者が再入学を願い出たときは、事情を考慮した上でこれを許可することがある。

2 再入学に関する細則は別にこれを定める。

**第34条** 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 新生で定められた期日までに履修科目届を提出しない者
- (2) 授業料等諸料金の納付を怠り督促を受けてもなお納めない者
- (3) 第28条第2項に定める休学期間を超えてなお復学または退学しない者
- (4) 第5条第2項に定める在学年限を超えてなお退学しない者
- (5) 許可なくして3ヶ月以上欠席した者

2 除籍に関する細則は別にこれを定める。

## 第6章 評価・卒業・学位

**第35条** すべての授業科目は、その履修終了時において学習の評価を行う。

2 学習の評価は、試験その他の方法によって行う。

3 学習の評価は、原則としてA, B, C, D, Fで評価し、A, B, C, Dを合格とする。

**第36条** 病気または正当な理由により試験を受けることができなかった者は、願い出により教授会の承認を経て追試験を受けることができる。

2 追試験に関する細則は別にこれを定める。

**第37条** 合格点を取得しなかった者は、願い出により教授会の承認を経て再試験を受けることができる。

2 再試験に関する細則は別にこれを定める。

**第38条** 本学に4年以上（編入学者の場合を除く）在学し、所定の単位数を修得した者には、卒業を認め学士の学位を授与する。

**第39条** 本学において授与される学士の学位は次のとおりとする。

英文学科	学士	(英文学)
国際関係学科	学士	(国際関係学)
数学科	学士	(理学)
情報科学科	学士	(理学)

## 第7章 入学検定料・入学金・授業料・試験料等

**第40条** 入学を志願する者は、志願と同時に入学検定料を納入しなければならない。

2 入学検定料の額は、別表Ⅱの定めるところによる。

**第41条** 入学を許可された者は、入学金、その期の授業料、施設設備費その他の所定の料金を指定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定は、再入学および編入学の場合にも準用する。

3 入学金の額は、別表Ⅲの定めるところによる。

**第42条** 授業料および施設設備費は、年額を2期に分け、前期にあつては5月10日、後期にあつては10月31日までに納入しなければならない。

2 第41条第1項および前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期分の授業料および施設設備費を納入するときに、その年度の後期分の授業料および施設設備費を併せて納入することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、事情を考慮した上で、前期分の授業料および施設設備費にあつては9月30日まで、後期分の授業料および施設設備費にあつては翌年の3月31日まで、納入を延期することができる。

4 特別の事情がある場合には、前項の規定により9月30日まで延期した前期分の授業料および施設設備費の納入を翌年の3月31日まで延期することができる。

5 授業料および施設設備費の年額は、別表Ⅳの定めるところによる。

**第43条** 追試験または再試験を受ける者は、試験料を前納しなければならない。

2 追試験料および再試験料の額は別にこれを定める。

**第44条** 既に納入した諸料金は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

**第45条** 休学および留学中の授業料、施設設備費は、学期分の半額を納入しなければならない。ただし、交換留学協定校への留学の場合には、当該大学との協定に定めるところによるものとする。

## 2. 学則

2 休学および留学中の授業料、施設設備費に関する細則は別にこれを定める。

**第46条** 途中で退学する者もその学期分の授業料、施設設備費は納入しなければならない。

**第47条** 各学期分の授業料等諸料金未納者（第42条第3項および第4項の規定により授業料及び施設設備費の納入の延期を認められた者を除く。）は、その学期末試験の受験資格を失うものとする。

### 第8章 委託生・交換学生・科目等履修生・聴講生

**第48条** 特定の機関または団体等から研修科目を定め本学の修学を委託される場合には、教育および研究に妨げのない限り、選考の上教授会の議を経て委託生として受け入れを許可することができる。

2 委託生は、本人の希望により試験を受けることができる。また試験に合格した者には、本人の請求により成績証明書を交付する。

3 委託生に関する細則は別にこれを定める。

**第49条** 他の大学または短期大学との協定に基づいて本学の授業を履修し単位を修得しようとする者、もしくは本学と協定のある外国の大学の学生で本学の授業科目の履修を希望する者は、当該大学の推薦のもとに、教授会の議を経て交換学生として入学を許可することができる。

2 交換学生は、履修した授業科目につき試験を受けなければならない。また試験に合格した者には本人の請求により成績証明書を交付する。

3 交換学生に関する細則は別にこれを定める。

**第50条** 本学において、単位の修得を目的として特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の履修に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第23条各号の一に該当するものとする。ただし、その者の履修の目的等により、特別の要件を付加することができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目の試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

4 科目等履修生に関する細則は別に定める。

**第50条の2** 本学において一または複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学生の履修に妨げのない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学資格は、第23条各号の一に該当する者とする。

3 聴講生に関する細則は別に定める。

**第51条** 委託生、交換学生、科目等履修生および聴講生は定員外とする。

### 第9章 外国人留学生

**第52条** 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第23条第3号および第7号の規定する要件をみたして入学を願い出た者は、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生が日本語および日本事情に関連する科目を履修し、所定の単位を修得した場合には、26単位を限度として共通科目、外国語科目および健康余暇科学科目の単位に代えることができる。

3 外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規定を準用する。

### 第10章 公開講座

**第53条** 本学に公開講座を設けることができる。

### 第11章 賞 罰

**第54条** 本学の規則命令に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学および退学とする。

## 2. 学則

---

### 第12章 付属施設

**第55条** 本学に図書館、言語文化研究所、国際関係研究所、数学・計算機科学研究所、計算センター、ウェルネス・センター、視聴覚センター、国際センター、イングリッシュ・コーディネーション・センター、津田梅子記念交流館、津田梅子資料室、女性研究者支援センター、ライティングセンター、ソーシャル・メディア・センター、大学ホール、オープンスクール、千駄ヶ谷教育研究機構および津田ホールを付設する。

2 付属施設に関する細則は別にこれを定める。

**第56条** 本学に寮を付設する。

2 寮に関する細則は別にこれを定める。

### 第13章 自己点検・評価

**第57条** 本学は第1条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

2 点検項目および実施体制については別に定める。

#### 附 則

1. この学則は、昭和23年（1948年）4月1日から施行する。  
（昭和24年（1949年）4月1日施行から平成13年（2001年）4月1日施行まで省略）
2. この学則は、平成16年（2004年）4月1日から施行する。
3. この学則は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。
4. 学芸学部情報数理科学科は、改正後の第2条第2項、第4条、第13条第3項及び第39条の規定にかかわらず、平成18年（2006年）3月31日に情報数理科学科に在学する者がその学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
5. この学則は、平成19年（2007年）4月1日から施行する。
6. この学則は、平成20年（2008年）4月1日から施行する。
7. この学則は、平成21年（2009年）4月1日から施行する。
8. この学則は、平成22年（2010年）4月1日から施行する。
9. この学則は、平成23年（2011年）4月1日から施行する。
10. この学則は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

## 別 表

別表Ⅰ 教育課程および履修方法

## (1) 英文学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	(第1外国語8単位、健康余暇科学科目4単位を含む)	42 単位
選択科目	共通科目	20 単位
	基幹科目	20 単位
	特殊研究科目	20 単位
	外国語科目	8単位
自由科目		20 単位
合計		130 単位

## (イ) 必修科目 (42 単位)

基礎セミナー、Literary Reading I、Extensive Reading I、Intensive Reading I、Oral English I、Composition I、Pronunciation I、Literary Reading II、Intensive Reading II、Academic Writing II、Academic Listening II、Oral English II、Grammar II、3年セミナー、Academic English III、Presentation Skills III、4年セミナーまたは卒論指導及び健康余暇科学科目を履修する。

## (ロ) 選択科目 (68 単位)

共通科目から 20 単位、基幹科目から 5 科目 (20 単位)、特殊研究から 20 単位 (卒業論文を書く学生は 26 単位となり、自由科目が 14 単位となる) 及び第 2 外国語科目から 8 単位を修得する。

## (ハ) 自由科目 (20 単位)

本学の全開講科目。ただし、交換学生 (外国人留学生) のための開講科目を除く。  
詳細は履修要覧 V. 4. 英文学科参照。

## (2) 国際関係学科

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	セミナーおよび卒業論文	22 単位	66 単位
	基本科目	12 単位	
	外国語科目 (英語)	16 単位	
	外国語科目 (第 2 外国語)	8 単位	
	外国語 III	4 単位	
	健康余暇科学科目	4 単位	
選択科目	共通科目	12 単位	48 単位
	基幹科目	16 単位	
	地域・展開科目	20 単位	
自由科目			16 単位
合計		130 単位	

## (イ) 必修科目 (66 単位)

1年セミナー、Extensive Reading I、Intensive Reading I、Oral English I、Composition I、Pronunciation I、原書講読 (2年セミナー)、Reading Skills II、Oral English II、Composition II、Listening II、3年セミナー、第 2 外国語、外国語 III (English III または第 2 外国語の程度 III 以上)、4年セミナー、卒業論文、基本科目および健康余暇科学科目を履修する。

## (ロ) 選択科目 (48 単位)

共通科目から 12 単位、基幹科目から 16 単位、地域・展開科目から 20 単位を履修する。

## (ハ) 自由科目 (16 単位)

## 2. 学則

必修科目として習得したものの以外の3年セミナー。共通科目の中で、選択科目として修得したものの以外の科目。国際関係学科の基幹科目および地域・展開科目の中で、選択科目として修得したものの以外の科目。多文化・国際協力コースとメディアスタディーズ・コースの科目、英文学科開講科目の中で、選択科目の地域・展開科目として修得したものの以外の科目。数学科、情報科学科で開講されている科目。外国語科目の中で、必修科目として修得したものの以外の科目（語学研修（英語）を含む）。健康余暇科学科目の中で、必修科目として修得したものの以外の科目。教職必修科目（教職概論、教育基礎論、教育組織論、教育心理学、教育課程論、教育メディアの研究、教育相談の研究、教科指導法）。他大学における専門科目で、本学科で認める科目。

ただし、日本語教員養成課程の自由科目としての修得必要単位数は8単位までを限度とする。

## (3) 数学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	(第1外国語12単位、健康余暇科学科目4単位を含む)	70単位
選択科目		22単位
自由科目		36単位
		合計 128単位

## イ. 必修科目 (70単位)

1年セミナー、微分積分学Ⅰ・同演習、数学序論・同演習、代数と幾何Ⅰ・同演習、プログラミングⅠa・同演習、プログラミングⅠb・同演習、情報処理、2年セミナー、微分積分学Ⅱ・同演習、代数と幾何Ⅱ・同演習、プログラミングⅡa、プログラミングⅡb、3年セミナー、4年セミナー、外国語科目及び健康余暇科学科目を履修する。

## ロ. 選択科目 (22単位)

- ① 2年次に選択科目群の中から程度Ⅱの科目を6単位以上修得する。
- ② 3, 4年次に選択科目群の中から程度Ⅲ以上の科目を4科目16単位以上修得する。

## ハ. 自由科目 (36単位)

本学全開講科目のうちから下記の(1)から(4)のいずれか一つを満たして、合計36単位以上修得する。

(1) 次の科目群の中から12単位以上修得する。

イ. 数学科の選択科目のうち、選択科目として登録する以外の科目

ロ. 情報科学科の選択科目

ハ. 科学と人間、生物と人間、物質と生命現象、くらしと地球環境

(2) 第2外国語（英語以外）から1言語6単位以上修得する。

(3) 多文化・国際協力コースの科目群のうち、基本科目群a、基本科目群b、コア科目群a、コア科目群b、発展科目群から20単位以上修得する。ただし、基本科目群a、コア科目群a、発展科目群から12単位以上修得すること。

(4) 日本語教員養成課程を修了するために必要な必修科目6科目20単位と自由選択科目20単位の合計40単位を修得する。

## (4) 情報科学科

授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、以下に定める必要単位数を修得しなければならない。

必修科目	(第1外国語12単位、健康余暇科学科目4単位を含む)	68単位
選択科目		36単位
自由科目		26単位
		合計 130単位

## イ. 必修科目 (68単位)

1年セミナー、プログラミング入門・同演習、オブジェクト指向Ⅰ・同演習、情報表現、情報数学基礎・同演習、微分積分・同演習、2年セミナー、2年プロジェクト、オブジェクト指向Ⅱ・同演習、アプリケ

## 2. 学則

---

ーションデザイン・同演習、アルゴリズムA・同演習、アルゴリズムB・同演習、線形代数・同演習、確率統計・同演習、3年セミナー、3年プロジェクト、4年セミナー、4年プロジェクト、外国語科目および健康余暇科学科目を履修する。

### ロ. 選択科目 (36 単位)

① コンピュータネットワーク・同演習、ソフトウェア開発法・同演習、マルチメディア・同演習、システムプログラミング・同演習、数理モデル・同演習のうちから 12 単位以上履修する。

② 情報科学英語ⅢA、情報科学英語ⅢBのうち、2 単位以上修得する。

### ハ. 自由科目 (26 単位)

本学全開講科目のうちから 26 単位以上修得する。

## 2. 学則

別表Ⅱ 入学検定料

金 額	
A方式による入学試験	35,000 円
B方式	25,000 円
C方式	15,000 円

別表Ⅲ 入学金

金 額
300,000 円

別表Ⅳ 2012年度の授業料／施設設備費（年額）

学芸学部

(単位：円)

入学年度	期間	英文学科・国際関係学科			数学科・情報科学科		
		授業料	施設設備費	合 計	授業料	施設設備費	合 計
2009年度 (平成21年度)	半期	351,000	107,500	458,500	390,000	118,000	508,000
	年額	702,000	215,000	917,000	780,000	236,000	1,016,000
2010年度 (平成22年度)	半期	346,500	106,000	452,500	385,000	116,500	501,500
	年額	693,000	212,000	905,000	770,000	233,000	1,003,000
2011年度 (平成23年度)	半期	342,000	104,500	446,500	380,000	115,000	495,000
	年額	684,000	209,000	893,000	760,000	230,000	990,000
2012年度 (平成24年度)	半期	337,500	103,000	440,500	375,000	113,500	488,500
	年額	675,000	206,000	881,000	750,000	227,000	977,000

大学院

(単位：円)

入学年度	期間	文学研究科・国際関係学研究科			理学研究科		
		授業料	施設設備費	合 計	授業料	施設設備費	合 計
2010年度 (平成22年度)	半期	250,000	76,000	326,000	275,000	84,000	359,000
	年額	500,000	152,000	652,000	550,000	168,000	718,000
2011年度 (平成23年度)	半期	247,000	75,000	322,000	271,500	83,000	354,000
	年額	494,000	150,000	644,000	543,000	166,000	709,000
2012年度 (平成24年度)	半期	244,000	74,000	318,000	268,000	92,000	350,000
	年額	488,000	148,000	636,000	536,000	164,000	700,000

納入期限 前期分：5月10日

後期分：10月31日

※2008年度以前の入学者については、別に定める。